次代へつなぐ伝統文化継承補助金概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **趣旨** | 地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化（民俗行事、民俗芸能等）の維持を目的として行われる取組に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、次世代に守り伝えていくことを目的とする。 | |
| **交付対象** | 次に掲げる要件のいずれかに該当する団体とする。   1. 自治会または複数の自治会で構成される団体及び保存会 2. 市民が市内の伝統行事（民俗文化）の保存及び活用のため組織した団体及び保存会 3. 市内に活動拠点を有する伝統芸能継承団体   上記の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体、または、団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者である場合は対象外とする。 | |
| **対象事業** | 補助の対象となる事業は、主に市域を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。  (１)青少年の伝統文化・伝統芸能活動  (２)地域の伝統文化・伝統芸能保存継承活動  【事業内容】   1. 用具等整備事業･･･地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具や衣装等を修   　　　　　　　　　理・新調し、後継者育成も行う取組   1. 後継者養成事業･･･地域の伝統芸能・伝統行事保存会における会員等の練   習など技術練磨等の取組   1. 記録作成・保存事業･･･口伝により伝承されてきた唄や舞等を次の世代へ   つなぐために用いる記録映像等の作成  **※対象外となるもの**  ・公的助成、他の助成を受けているもの、受ける予定のあるもの  ・伝統性、地域性の希薄なもの  ・助成を受ける団体、組織の形態及び事業内容が明確でないもの  ・伝統に基づかないイベント、行事　　　等 | |
| **補助金額** | 補助金の額は必要対象経費の1/2とし、予算の範囲内で事業内容ごとに以下の金額を上限とする。また、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。   1. 青少年伝統文化・伝統芸能活動支援　上限 300,000円 2. 地域の伝統文化・伝統芸能保存継承活動支援　上限 300,000円 | |
| **対象期間** | 4月1日～翌年3月31日まで（事業実施は交付決定後） | |
| **申請回数** | 補助金の交付は、１団体につき年１回までとする。 | |
| **補助対象経費** | 科　目 | 主な内容 |
| 報償費 | 講師・協力者等への謝礼 |
| 旅　費 | 講師・指導者等の交通費等 |
| 需用費 | 事務用品消耗品費、活動資材費  資料等印刷費等 |
| 印刷製本費 | 資料等印刷代、写真代等 |
| 通信費 | 郵送代、物品運搬費、振込手数料等 |
| 使用料  賃借料 | 会場使用料、機器・備品等の借上料等 |
| 役務費 | 衣装クリーニング代、保険料等 |
| 備品購入費 | 伝統芸能用具、楽器等の購入 |
| 修繕費 | 伝統芸能用具、楽器等の修理代 |
| ※団体の運営に必要な経費、人件費、食糧費、団体又は構成員の所有となる物の購入費などは対象外 | |
| **交付申請時**  **提出書類** | 補助金交付申請書（様式第１号）  収支予算書  事業計画書  規約または会則  団体名簿及び役員名簿  その他教育長が必要と認める書類 | |
| **活動報告時**  **提出書類** | 実績報告書（様式第3号）  収支精算書  事業報告書  領収書のコピー  事業の写真・チラシ等  その他教育長が必要と認める書類 | |